（除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課、除染等推進第四課及び除染等推進第五課の設置期間の特例）

4　第二条の除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課、除染等推進第四課及び除染等推進第五課は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第九号

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第四項及び第十六条第六項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項並びに防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百十四条の規定に基づき、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

防衛大臣　田中　直紀

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令

（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則の一部改正）

第一条　防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則（昭和二十九年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の見出しを「（人材確保統括官）」に改め、同条第一項中「統括研究官」を「人材確保統括官」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　人材確保統括官は、学校長の命を受け、本科の学生（以下この章において「本科学生」という。）の人材確保に関する特定事項についての事務を総括整理する。

第五条第五号中「本科の学生（以下この章において「本科学生」という。）」を「本科学生」に改める。

第九条中「教育研究推進課」を「入学試験課」に改める。

第十条第一号中「（教育研究推進課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第五号中「教育に」を「教育及び研究に」に改め、「（教育研究推進課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第七号を削り、同条第六号中「教育研究推進課」を「入学試験課」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　教育及び研究に関する国際交流に関すること。

第十条の二を次のように改める。

（入学試験課）

第十条の二　入学試験課においては、次の事務をつかさどる。

一　入学試験に関すること。

二　前号に掲げる事務に関する学群間の調整に関すること。

（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第二条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表を次のように改める。

イ　行政職俸給表(一)

職務の級の区分 / 組織の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省内部部局	九人	三二人	五六人	五三人	二二二人	一三五人	一一九人	三八九人	六八人	一一人
防衛大学校	一	一	二	九	一五	一二	三三	四八	四六	四
防衛医科大学校		三	三	一〇	一六	一〇	三四	七一	七	一
防衛研究所		一	二	三	八	二	一八	五	一	
統合幕僚監部			二	一	一	八	一三	四九	三	二
陸上自衛隊		一	一七	三五	二九八	四九八	六九九	一、九九四	九七六	九一
海上自衛隊			五	二〇	一四一	一八五	二七八	九〇五	五五〇	一五三
航空自衛隊			三	一五	一〇九	二〇〇	二三六	八七三	四八八	一一六
情報本部	五		一〇	一一	二五	三〇	四九	一八九	一〇三	四七
技術研究本部	七	一	九	九	二二	二一	四〇	五五	六五	一六
装備施設本部	一三		一五	二〇	八九	六七	六八	一七五	五五	六
防衛監察本部	一	一	一	二	三	七	五	八	二	
地方防衛局	一	二六	二四	六九	二〇四	三七六	四四一	八一〇	三二七	九一